



それぞれの強みを活かした
業務提携が実現！

相乗効果で最強の武器に

一般社団法人
相続診断協会

質の高い
学び

+

認知度の高い
資格

ビジネス
直結

一般社団法人 相続知識検定協会
株式会社 東京アプレイザル

■相続診断士 ■上級相続診断士

資格取得のすすめ



一般社団法人 相続知識検定協会



株式会社 東京アプレイザル



1 共感

相続争いを世の中から無くしたい

一般社団法人 相続診断協会の考え方と共に感すると同時に

一般社団法人 相続知識検定協会受講生2,500名への

サポート体制の強化につながると確信し、業務提携に至りました。



私が平成12年に相続アドバイザー協議会（現在はNPO法人）を当時の仲間数人と創立したのは、かれこれ約20年前のことになります。この団体の目的は相続の専門家を養成するという趣旨でした。当時から相続業務といえば、やはり弁護士・税理士・司法書士の三士業が「御三家」です。では不動産鑑定士である私が、何故この三士業以外の相続の専門家を作ろうと思ったのか？理由は、それ以前までは公示価格の30%～50%だった相続税路線価が、平成3年に70%、平成4年から80%程度に引き上げられたことに遠因があります。このことによって不動産鑑定士に相続税申告時に登場するチャンスが巡ってきたのです。それまでは、遺留分減殺請求（現：遺留分侵害額請求）時に不動産時価評価を担当する以外に不動産鑑定士の出番はありませんでした。私はこれを機として積極的に税理士との業務提携を進め、相続に関する仕事を請け負うことになりましたが、そこで不動産鑑定業務を通して大きな気付きがありました。それは、相続は単に法律（弁護士）・税務（税理士）・登記（司法書士）だけのことではありませんでした。相続される不動産には、それぞれの人が持っている固有の人情・長い歴史のある親子、兄弟等の家族関係・現在の環境等が複雑に絡み合っています。そしてこれらの人々にアドバイスするためには総合的な能力、そして何より相続の知識が必要であることを思い知らされることになりました。とかく士業は縦割りであるため他人の業務に関心がありませんし、そもそもそれぞれの業法に縛られて他業の管轄には口出しできません。この三士業がそれぞれの立場で単独で動くのでは相続当事者の満足のいく結果にはなりにくいことが多いと気付きました。それゆえ立ち上げた相続アドバイザーの講義では、まず法務・税務・手続き・不動産・保険等、総合的に学べるようにカリキュラムを作り上げました。その考えは間違いではありませんでした。しかし、10年ほど経った平成22年頃、何故か物足りなさを感じてきました。煎じ詰めれば、相続の勉強をしてもらうだけで、そのあとの実務を専門家だけに任せて良いのだろうかと。既に高齢社会を迎えている現在、相続人自らが相続の勉強をするだけでなく、カウンセリングを含めて実際の相談に乗れる事ができる人を育てる事が重要です。また、相続は単なる財産分けの儀式ではなく、親の残した財産や生き方を神聖なる心を持って受け継ぐということを、相続する人とされる人自身に身をもって教示できる能力を持つ人が欲しかったのです。その思いから「50歳になったら相続学校」を創立しました。できるだけ円満に相続財産を分け合うことを日本社会に根付かせたいとの思いです。この思いに熱く共感してくださった方々が各地で「50歳になったら相続学校」を開校しました。しかしながら人員不足等本部の至らなさもあり、また現下のコロナ禍の影響も受け、暫く休校状態が続いています。そんな折、今回一般社団法人相続診断協会から業務提携のお話を頂きました。会員数が4万人を超える大きな団体です。実績は数が物語ります。相続診断協会の目標は「笑顔相続」とのこと。目指すところは私達と同じ、日本社会から『争続』を少なくするための人材を輩出したいとの思いです。当会は相続診断協会から比べると小さな団体ですが、相続に関する専門教育に関しては一定の役割を果たしているという自負があります。相続診断協会とお互いに強みを生かして提携すれば世の中に大きな貢献ができると信じています。相続教育というものは、本来は国や地方公共団体がすべきことなのでしょうが、それをあてにしても埒があきませんし、時間もありません。「我々がやらなければ誰がやる！」との思いです。多くの関係者に参画して頂き、共に働きたいと願っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 東京アプレイザル 会長 芳賀 則人
一般社団法人 相続知識検定協会 代表理事



2 ニーズの増加

1 相続税法の法改正で相続税対象者が増加

相続税法の改正により自身の相続財産が課税対象になる部分の増加、さらに対象になるかどうか不安に感じる方も増え、相続に関する相談は増える一方です。

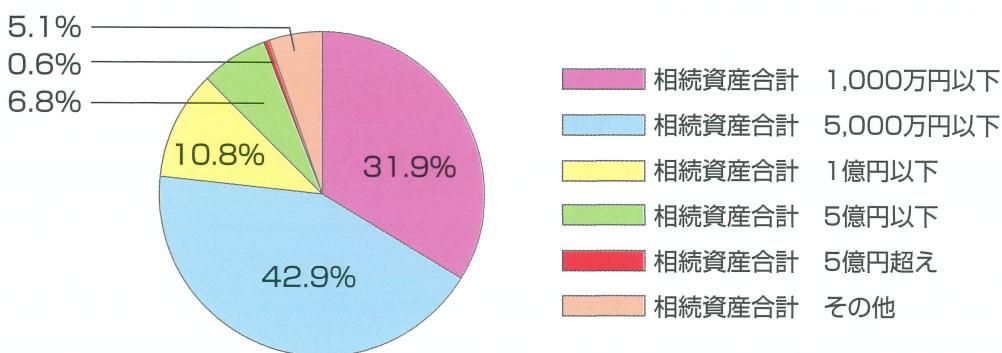


出典：国税庁：相続税の申告事績の概要（令和元年分）

2 相続資産5,000万円以下の方による紛争割合は全体の $\frac{3}{4}$

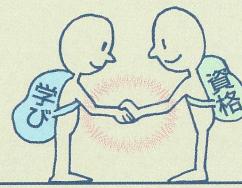
家庭裁判所に持ち込まれる相談数も年々増加。相続税対象者の遺産分割紛争の割合は76.8%にもなっています。相続知識のある人が近くにいる、気軽に相談できる環境があるだけで、どれだけこの紛争が減ることでしょう。

遺産分割金額の金額別訴訟割合



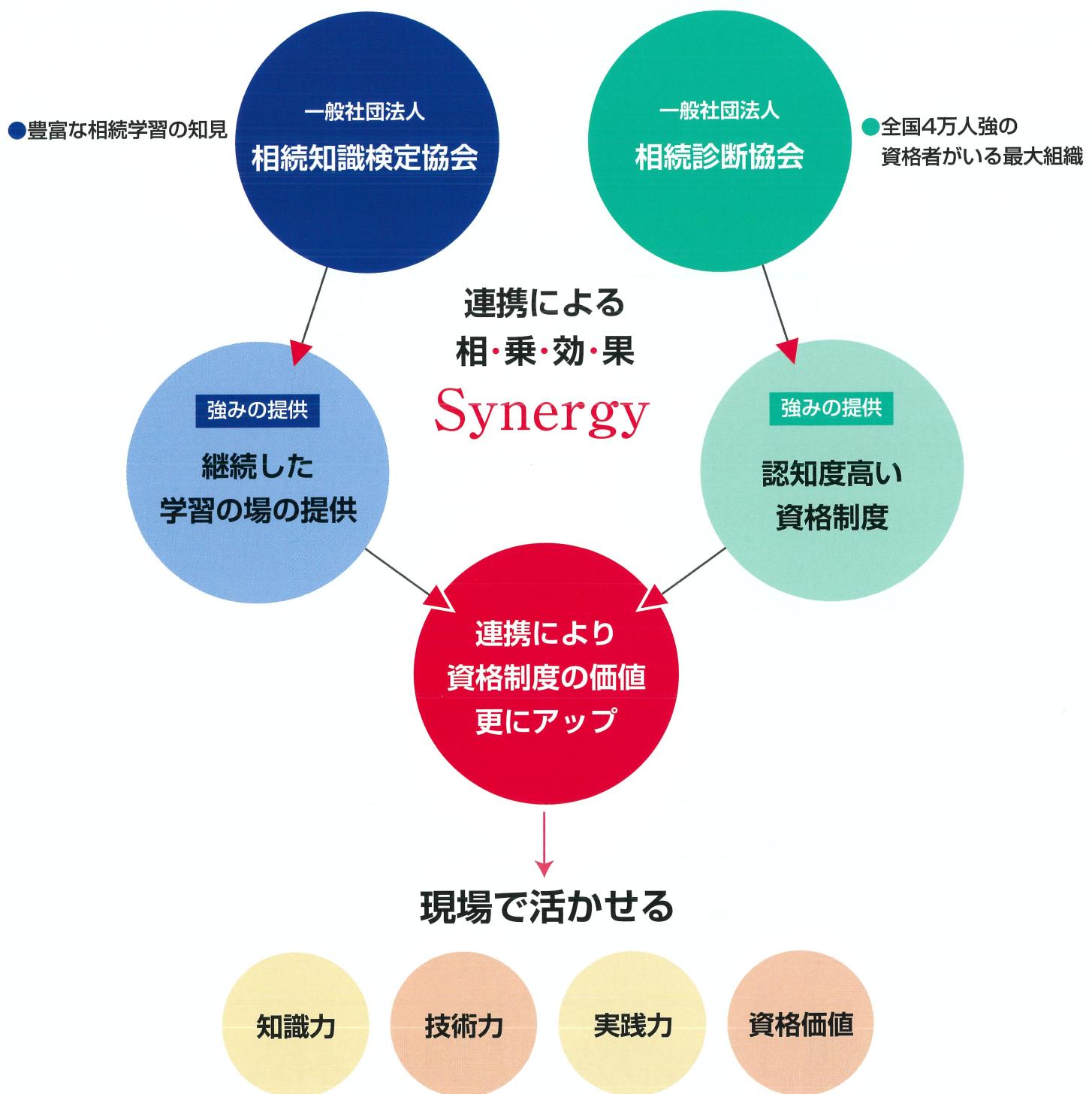
出典：最高裁判所の司法統計年報（令和元年度）

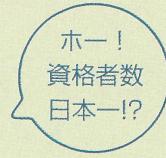
だから今
認知度の高い「相続診断士」が注目されています。



3 最強になる

両団体のコラボレーションによる相乗効果





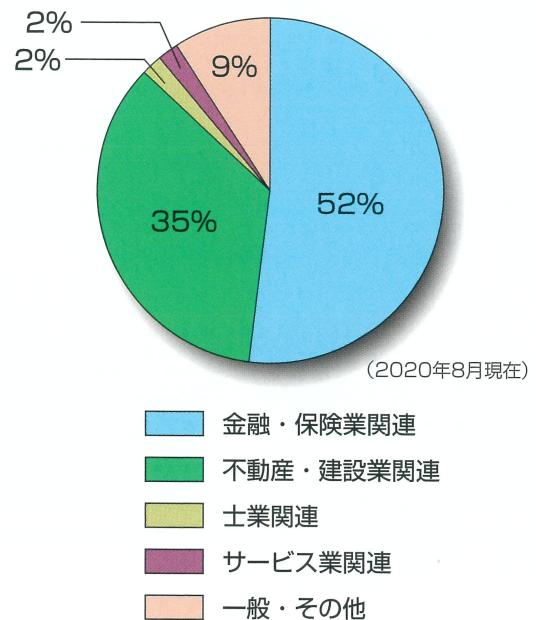
4 どんな資格？

相続診断士とは……

相続診断士は、相続に関する広く多岐にわたる問題を理解し、一般の方への啓蒙活動を行います。その中で、相続についてヒアリングし「相続診断」を行います。トラブルが発生しそうな場合には、コンプライアンスに配慮しながら必要な専門家（弁護士や税理士などの有資格者）に伝え、相続人が安心して相続を迎えるように橋渡しします。『笑顔相続の道先案内人』としての社会的役割を担います。

「相続」が「争族」にならない様に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」であり、これからの大相続時代に求められる資格です。

相続診断士の業種



相続診断士…相続の基本的な知識を身につけて相続診断ができる資格



- 相続の解説
- エンディングノートや遺言書の準備促進
- 相続診断
- 問題点の明確化
- 笑顔相続へのコーディネート



5 資格概要

相続診断士

オススメ業種

金融業

保険業

建築業

不動産業

など

カリキュラム

第1章 相続診断士	第7章 相続財産の評価
第2章 相続法	第8章 取引相場のない株式と事業承継
第3章 相続法（遺言）	第9章 相続対策
第4章 成年後見制度	第10章 相続診断士とコンプライアンス
第5章 相続税	第11章 相続発生からの具体的実務
第6章 贈与税	・過去問題集

- 費用／38,500円（税込）※団体試験の場合 お一人様 33,000円（税込）
- 内容／・基本テキスト 180ページ ・講義動画 約5時間
- 更新／2年ごとに16,500円（税込）月費／無し
- 試験／マークシートによる60問選択問題またはCBT方式による選択問題 制限時間60分
- 結果／100点満点とし70点以上で合格



上級相続診断士

オススメ業種

税理士

弁護士

その他
士業

コンサル業

など

カリキュラム

知識編	第1章 相続診断士	第1章 遺産分割について
	第2章 相続の基礎知識	第2章 納税資金についての事例
	第3章 相続税の基礎知識	第3章 相続財産の評価引き下げ事例
	第4章 相続税の納付税額の計算	第4章 相続診断士とコンプライアンス
	第5章 贈与税	第5章 練習問題
	第6章 相続時精算課税制度	
	第7章 相続対策	
	第8章 財産評価と土地対策	
	第9章 事業承継対策の基本的考え方と自主株評価のポイント	

- 費用／88,000円（税込）※団体試験の場合 お一人様 82,500円（税込）
- 内容／・知識編テキスト 252ページ 実務編テキスト77ページ
・講義動画 約10時間 受験代金1回分
- 監修／山田コンサルティング株式会社
- 登録／登録代金11,000円（税込）月費1,018円（税込）
- 試験／マークシートによる60問選択問題またはCBT方式による選択問題 制限時間90分
- 結果／100点満点とし70点以上で合格





6 資格取得のメリット

相続診断士 の資格を取得(合格)すると…
上級相続診断士

メリット
1

東京アフレイザル主催の各種セミナー
TAP実務家クラブ等の会員制度 **30% 割引**

例) 単独セミナー1講座 25,000円→17,500円にて受講可
TAP実務家クラブ会員制度 月会費11,000円→7,700円 など

メリット
2

現場ですぐに役立つ
各種ツールが利用できる

(社)相続診断協会オリジナル



メリット
3

認知度の高い資格で信頼性アップ！

メリット
4

4万人超のネットワーク

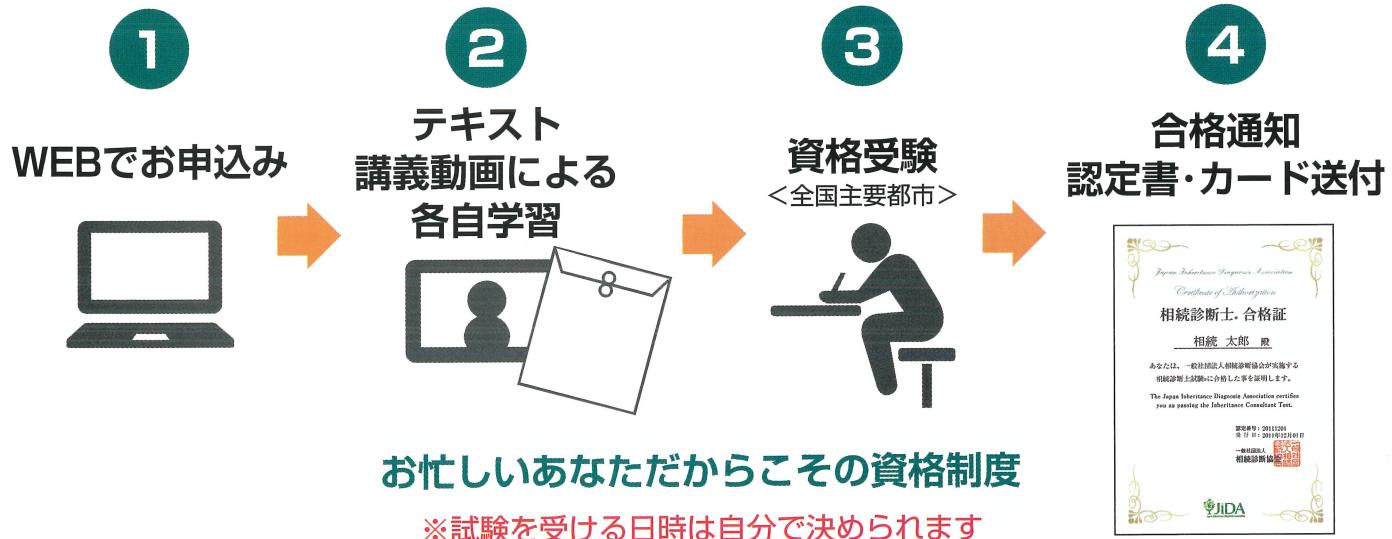
メリット
5

相続業務に特化した企画・イベントへの参加



7 お申込み

<資格取得の流れ>



資格取得のお申込みは、オンラインにて承ります

別紙ご案内チラシ裏面に記載のURL・QRコードから
お申込みサイトにアクセスしてお申込みください。

一般社団法人 相続知識検定協会
株式会社 東京アプレイザル セミナー事業部

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目31番18号 高田馬場センタービル3階

TEL. 03-3208-6271 FAX. 03-3208-6255

✉ seminar@t-ap.jp